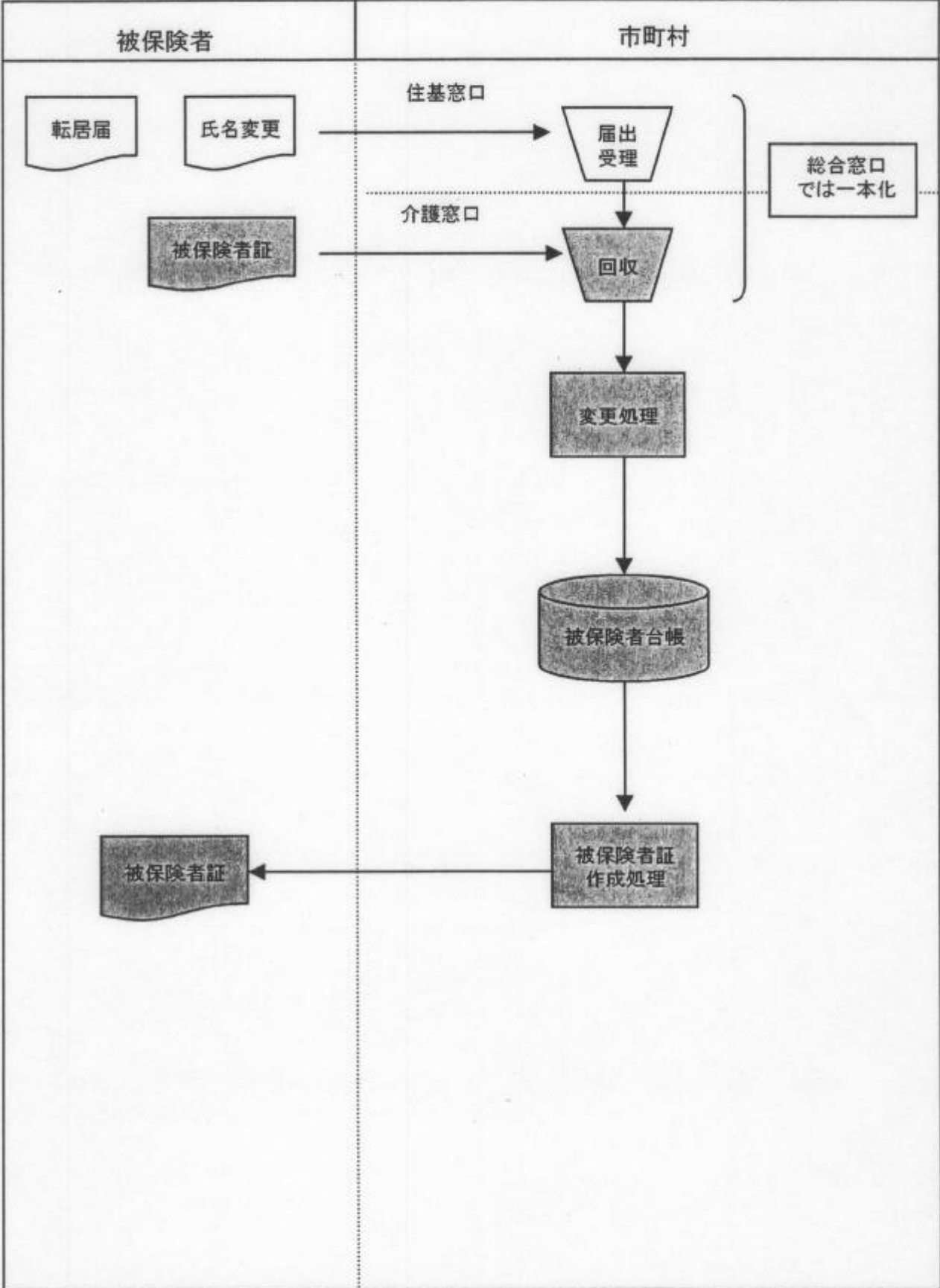


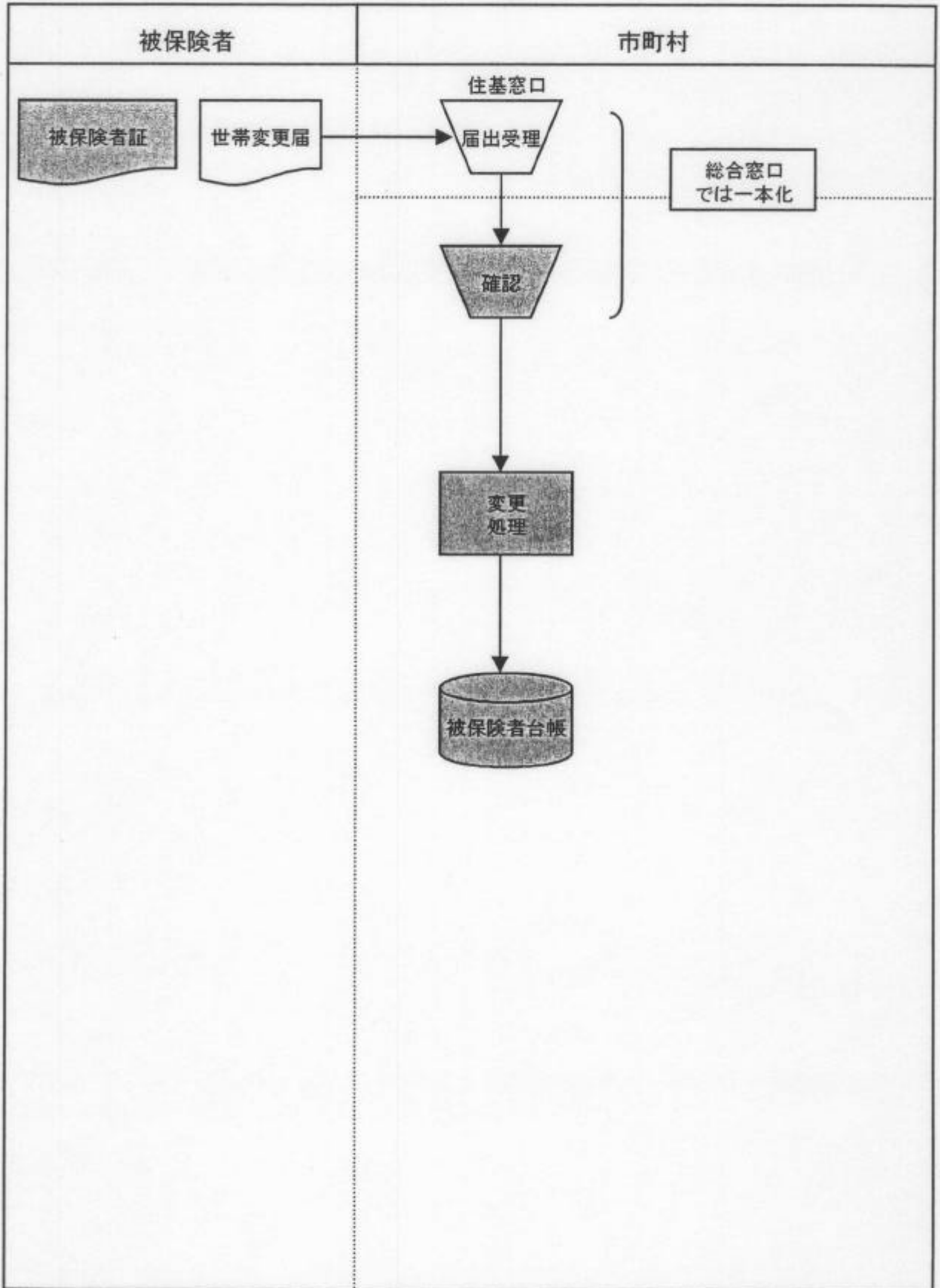
2号 変更 住所・氏名変更



は受給者

大項目	中項目	小項目	
2号被保険者	変更	世帯変更	
被保険者		市町村	
1 世帯変更届に被保険者証を添えて届け出る。		2 届出を受理し変更の内容を確認する。 3 被保険者台帳に内容を記載する。	
<b>備考</b> 1 2号被保険者のうち被保険者証の交付を受けている者は、届出を行う。			

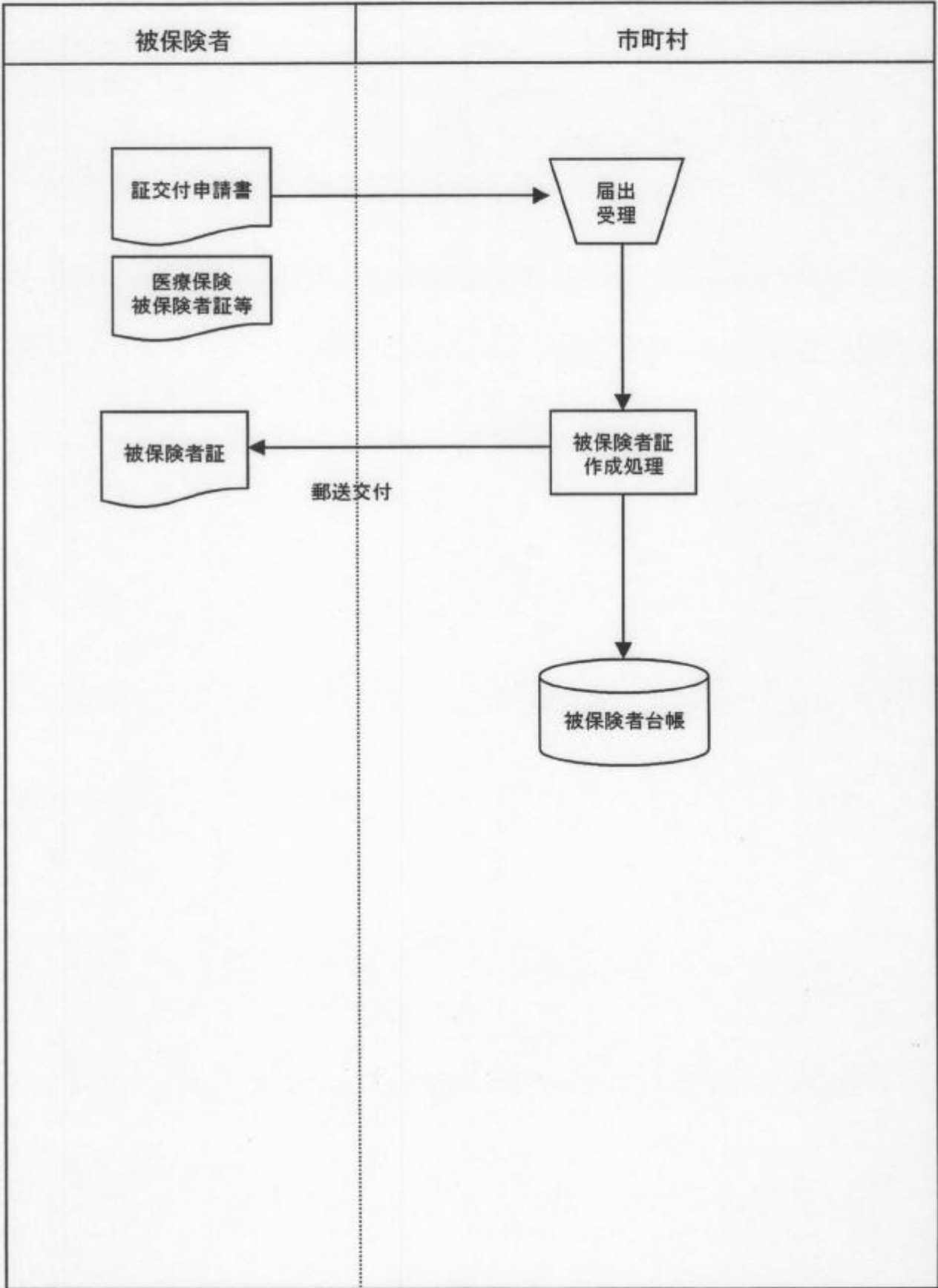
2号 変更 世帯変更



は受給者

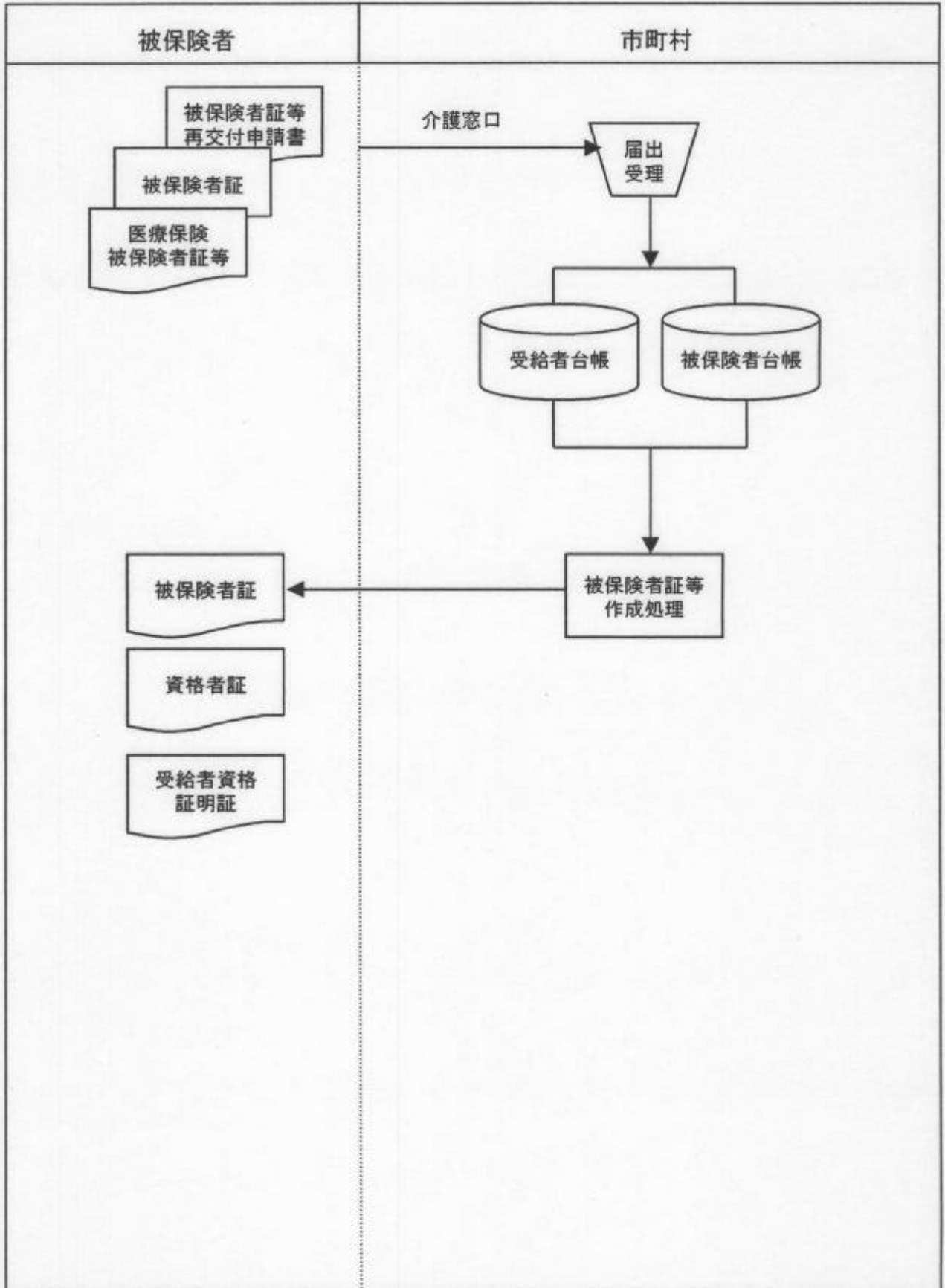
大項目	中項目	小項目	
2号被保険者	その他	証交付	
被保険者		市町村	
<p>1 証交付申請書に医療保険被保険者証等を添えて申請をする。</p>		<p>2 届出を受理し、資格内容を確認する。</p> <p>3 資格内容を被保険者台帳に記載する。</p> <p>4 被保険者証は原則として郵送する。</p>	
<p><b>備考</b></p> <p>1 市町村は、2号被保険者のうち、要介護認定・要支援認定を受けた者、証の交付申請をした者のみの資格を管理する。</p>			

2号 証交付申請者



大項目	中項目	小項目	
2号被保険者	その他	再交付	
被保険者	市町村		
<p>1 被保険者証等再交付申請書を提出する。また、医療保険被保険者証等を提示する。</p>	<p>2 届出を受理し、資格内容を確認する。</p> <p>3 表面に再交付の旨を記載した被保険者証を再発行し窓口交付する。</p>		
<p><b>備考</b></p> <p>1 被保険者証を紛失した場合は、身分を証明する書類の提示を求める。</p> <p>2 被保険者証を破り、又は汚した場合は、その被保険者証を添えて申請する。</p>			

再交付申請(2号被保険者)







## 住所地特例の運用方法


### 1 住所地特例者の把握

保険者が住所地特例者を把握する方法については、①被保険者からの届け出を必須とし、それに加えて、②施設所在地市町村からの通知もしくは③施設からの連絡のどちらかがあれば良いものとする。

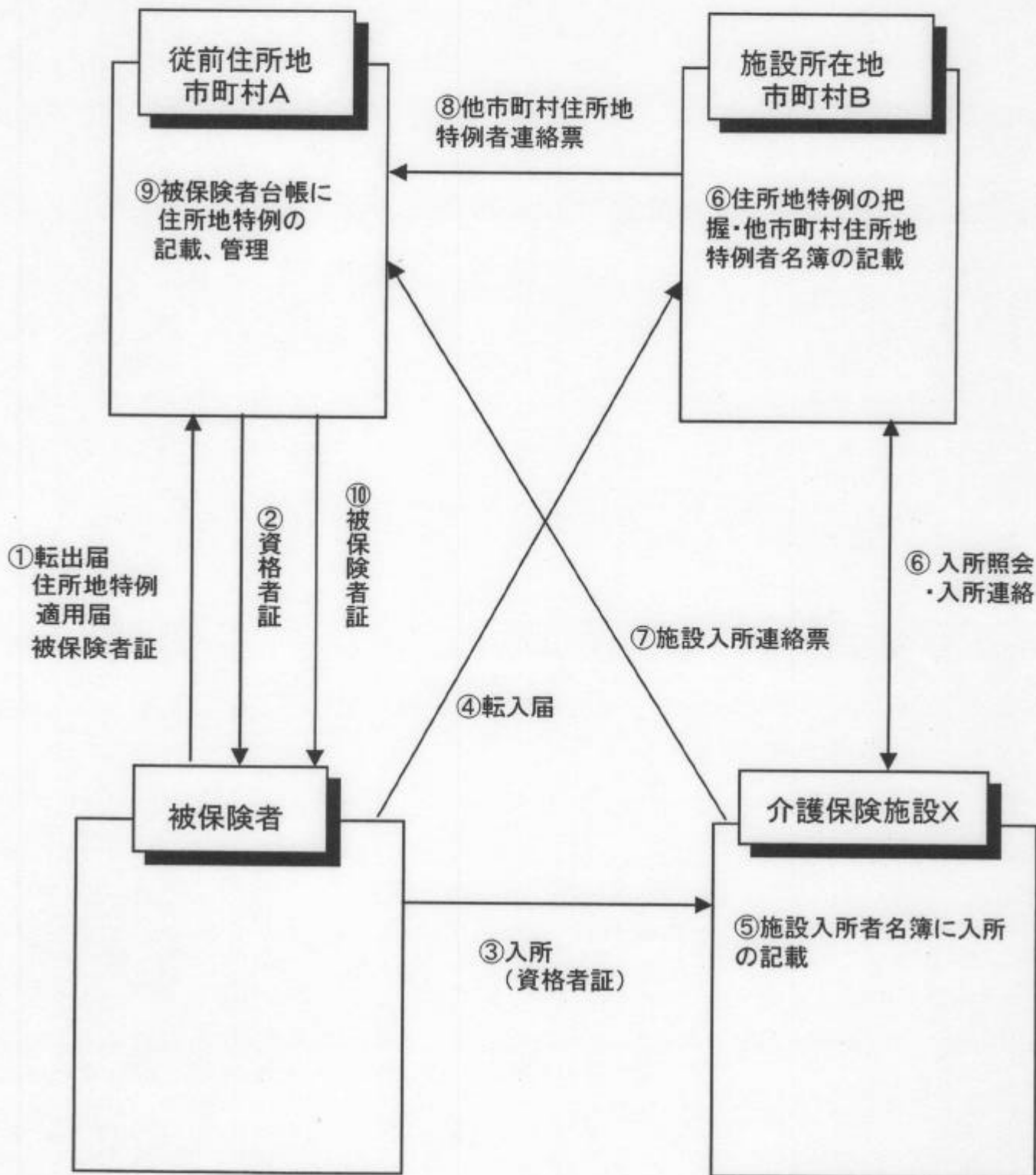
被保険者からの届け出がなく、②施設所在地市町村からの通知又は③施設からの連絡があった場合には、被保険者に対して届け出を促すものとする。

### 2 住所地特例に関する項目

被保険者台帳の中に住所地特例の項目を含めるか、被保険者台帳とは別に住所地特例台帳を創設し管理するかは、市町村の任意とする。

大項目	中項目
住所地特例	1 施設入所 A市からB市のX施設に入所する場合 保険者はA
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  <pre>             graph LR               A[従前住所地市町村A 在宅] --&gt; B[施設所在地市町村B 介護保険施設 X]           </pre> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 転出届、住所地特例適用届の届出 被保険者は、「転出届」の他「住所地特例適用届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</li> <li>② 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証を預かり、資格者証（介護保険施設Xに入所することを記載）を交付する。</li> <li>③ 資格者証の提示 被保険者は、介護保険施設Xに入所する際、従前住所地市町村Aが交付した資格者証を提示し、入所する。</li> <li>④ 転入届の届出 被保険者は、「転入届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</li> <li>⑤ 施設入所者名簿の記載 介護保険施設Xは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Bでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。</li> <li>⑥ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載 施設所在地市町村Bの介護保険担当課は、住民からの転入届による住所が介護保険施設所在地である場合、介護保険施設Xに照会するか、または介護保険施設Xが施設所在地市町村Bに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。</li> <li>⑦ 施設入所連絡票の送付 介護保険施設Xは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。</li> <li>⑧ 他市町村住所地特例者連絡票の送付 施設所在地市町村Bは、「他市町村住所地特例者連絡票」を従前住所地市町村Aに送付する。</li> <li>⑨ 被保険者台帳（住所地特例者台帳）の記載 従前住所地市町村Aは、①、⑦、⑧により住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。</li> <li>⑩ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に住所（施設所在地）を書き換えた被保険者証を郵送する。</li> </ol>	

1 施設入所 A → B 保険者はA  
X

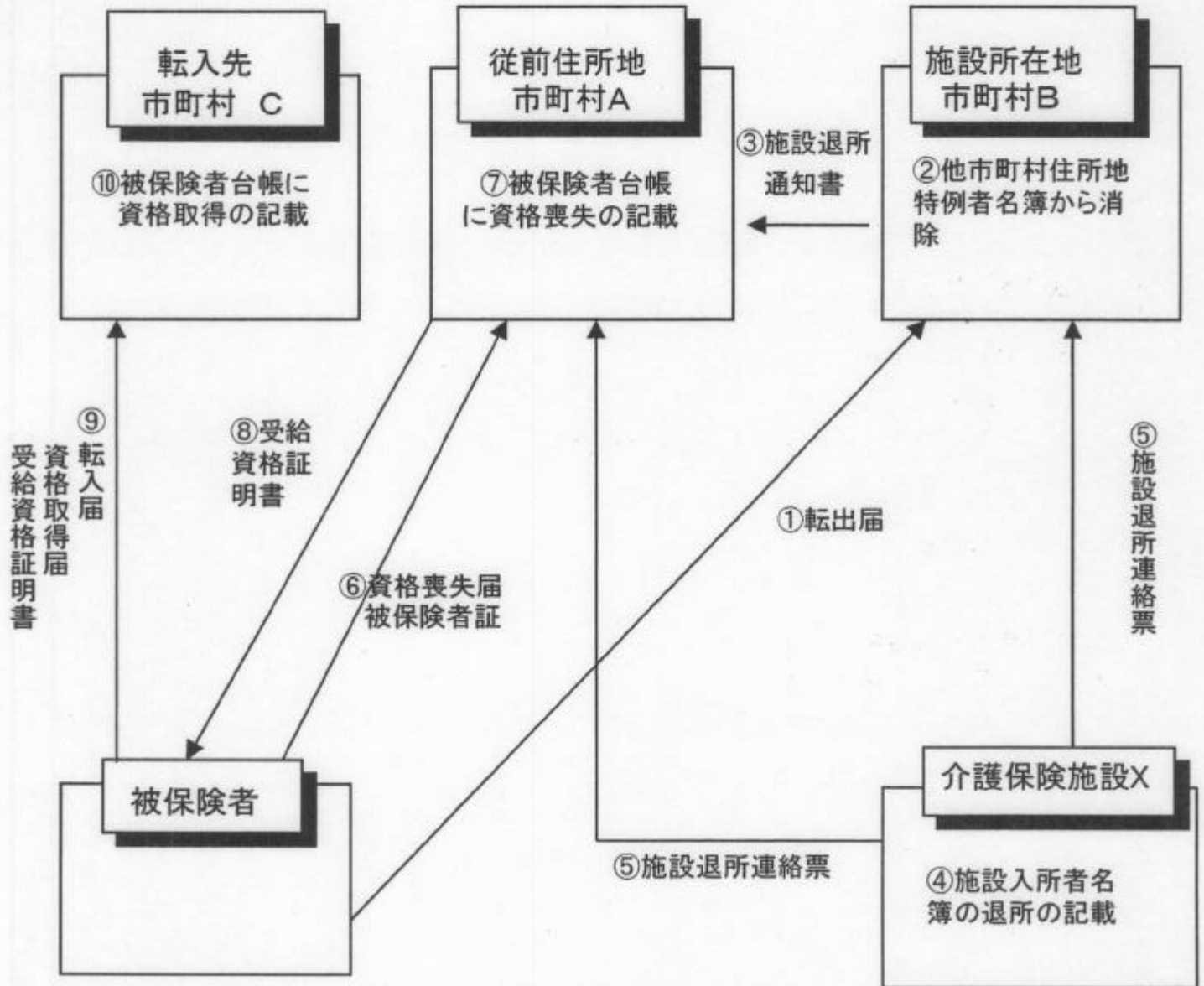


大項目	中項目
住所地特例	2 施設退所 B市のX施設を退所し、C市に居住する場合 保険者はC
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <pre> graph LR     A[従前住所地市町村A 在宅] --&gt; B[施設所在地市町村B 介護保険施設 X]     B --&gt; C[転出先市町村C 在宅] </pre> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</li> <li>② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。</li> <li>③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。</li> <li>④ 施設入所者名簿の記載 介護保険施設Xは施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</li> <li>⑤ 施設退所連絡票の送付 介護保険施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</li> <li>⑥ 資格喪失届の届出 被保険者は、「資格喪失届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村（保険者）Aに届け出る。</li> <li>⑦ 被保険者台帳に資格喪失の記載 従前住所地市町村Aは、③、⑤、⑥をもとに被保険者台帳に資格喪失の旨を記載する。</li> <li>⑧ 受給資格証明書の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に受給資格証明書を交付する。</li> <li>⑨ 転入届・資格取得届の届出 被保険者は、「転入届」（資格取得届）に受給資格証明書を添えて転入先市町村Cに届け出る。</li> <li>⑩ 被保険者台帳に資格取得の記載 転入先市町村Cは、資格取得届と受給資格証明書をもちに被保険者台帳に記載する。</li> </ol>	

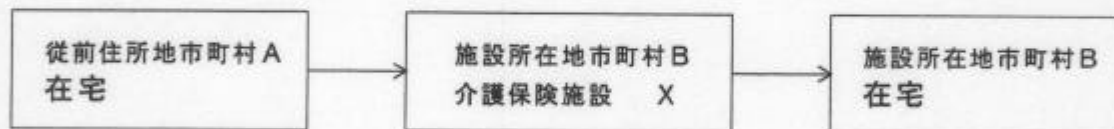
## 2 施設退所

A → B → C  
X

保険者はAからCに変更



大項目	中項目
住所地特例	3 施設退所 B市のX施設を退所し、B市に居住する場合 保険者はB

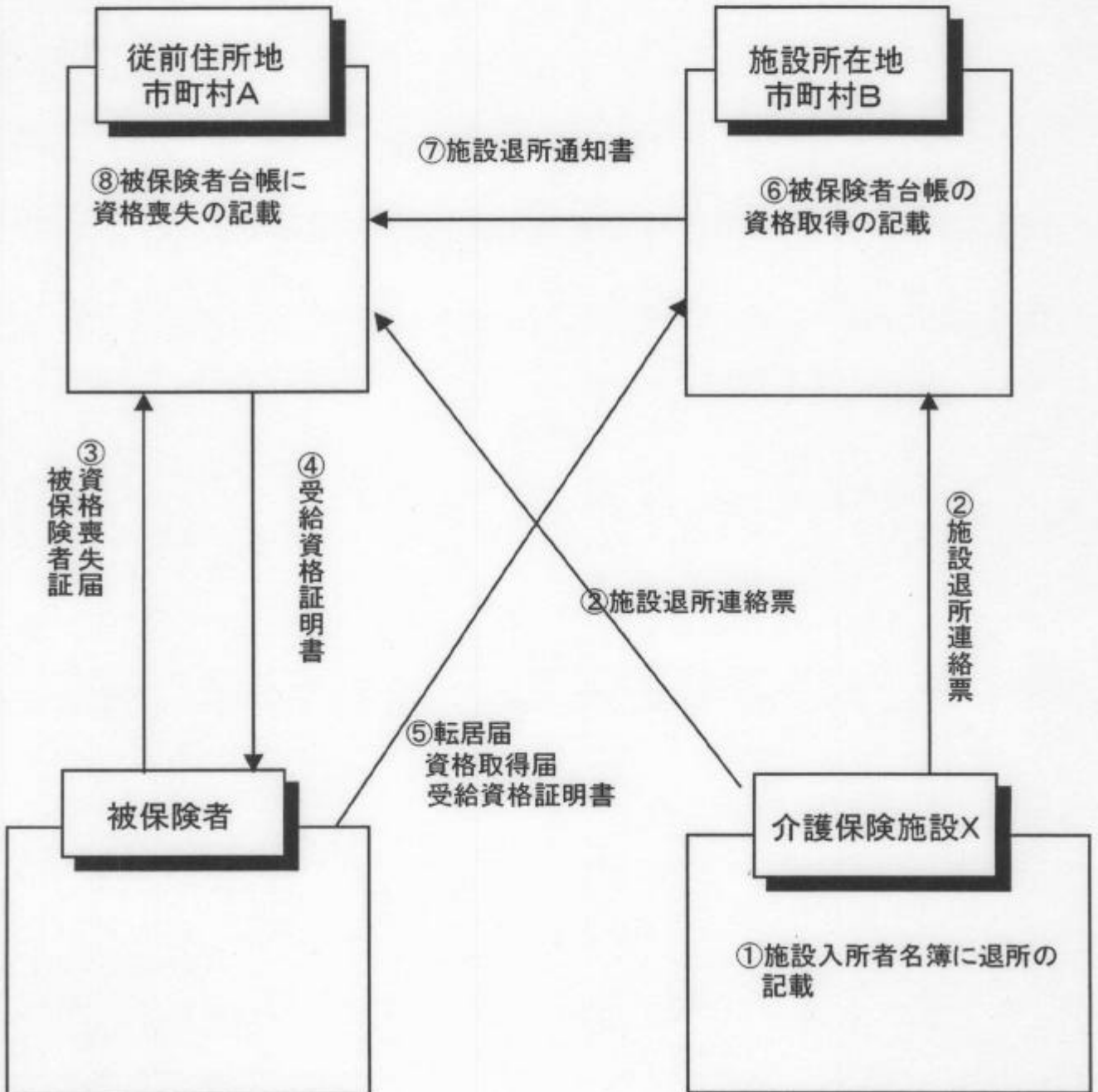


- ① 施設入所者名簿の記載  
介護保険施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。
- ② 施設退所連絡票の送付  
介護保険施設は、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。
- ③ 資格喪失届の届出  
被保険者は、「資格喪失届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村（保険者）Aに届け出る。
- ④ 受給資格証明書の交付  
従前住所地市町村Aは、被保険者に受給資格証明書を交付する。
- ⑤ 転居届、資格取得届の届出  
被保険者は、「転居届」の他「資格取得届」に受給資格証明書を添えて転居先市町村Bに届け出る。
- ⑥ 被保険者台帳に資格取得の記載  
転居先市町村Bは、資格取得届と受給資格証明書をもとに被保険者台帳を作成する。
- ⑦ 施設退所通知書の送付  
転居先市町村Bは、「施設退所通知書」を従前住所地市町村Aに送付する。
- ⑧ 被保険者台帳に資格喪失の記載  
従前住所地市町村Aは、②、③、⑦により、被保険者台帳に資格喪失の記載をする。

### 3 施設退所

A → B → B  
X

保険者はB



大項目	中項目
住所地特例	4 施設退所 B市のX施設を退所し、A市に戻る場合 保険者はA
<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <pre> graph LR     A["従前住所地市町村A 在宅"] --&gt; B["施設所在地市町村B 介護保険施設 X"]     B --&gt; C["従前住所地市町村A 在宅"] </pre> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</li> <li>② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは他市町村住所地特例者名簿から削除する。</li> <li>③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、施設退所通知書を従前住所地市町村Aに送付する。</li> <li>④ 施設入所者名簿の記載 介護保険施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</li> <li>⑤ 施設退所連絡票の送付 介護保険施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</li> <li>⑥ 転入届・住所地特例終了届の届出 被保険者は、「転入届」の他「住所地特例終了届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</li> <li>⑦ 資格者証の交付 従前住所市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。</li> <li>⑧ 住所地特例事項の削除 従前住所地市町村Aは、被保険者台帳から住所地特例事項を削除する。</li> <li>⑨ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をBの施設からAの在宅に書き換えて被保険者に郵送する。</li> </ol>	

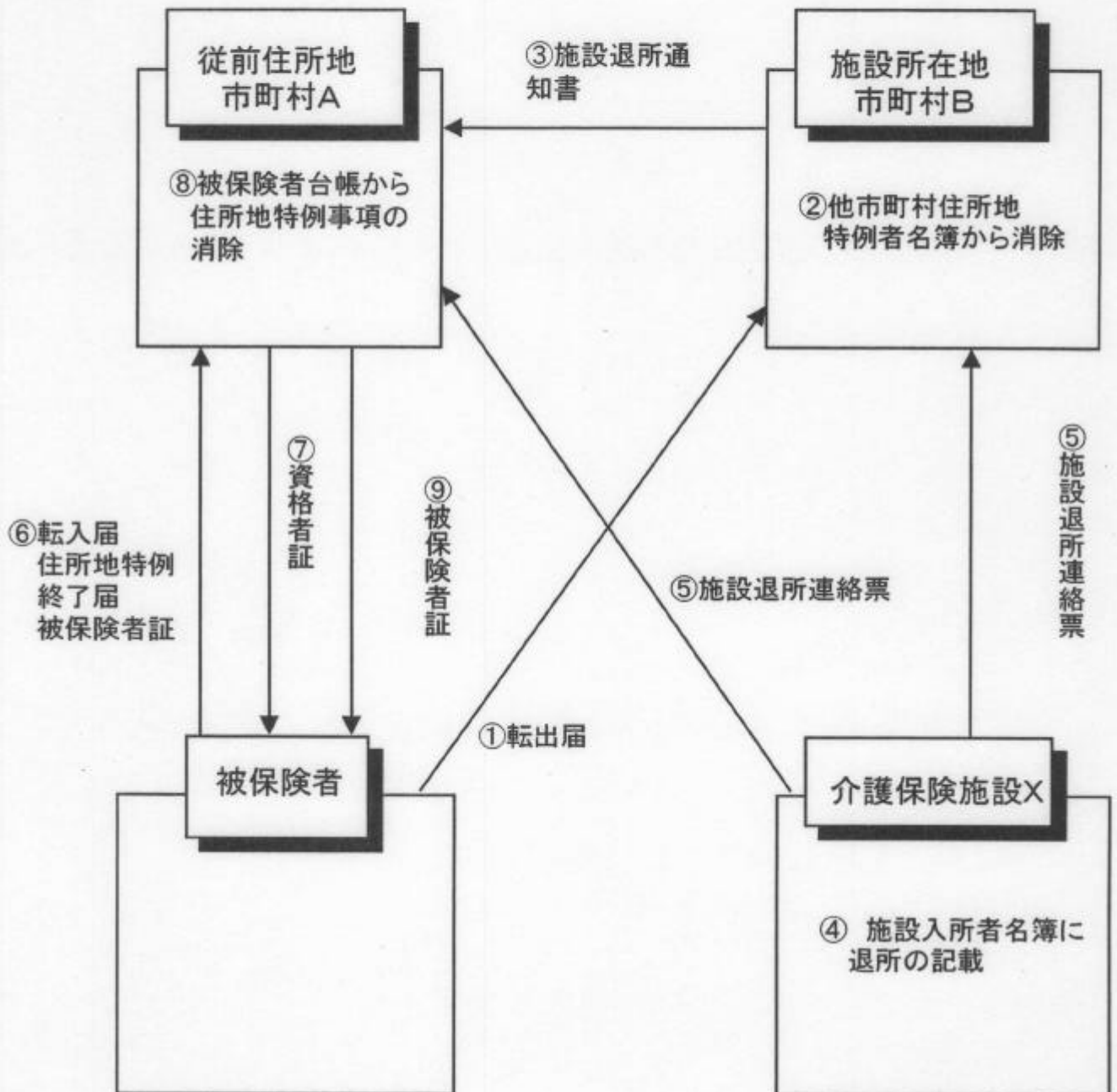


#### 4 施設退所

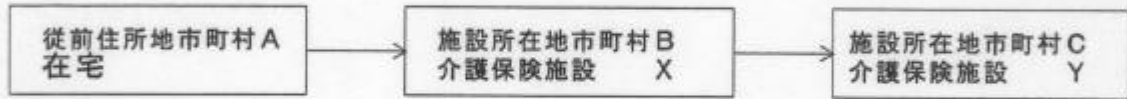
A → B → A

保険者はA

X



大項目	中項目
住所地特例	5 施設継続入所 B市のX施設を退所しC市のY施設に入所する場合 保険者はA

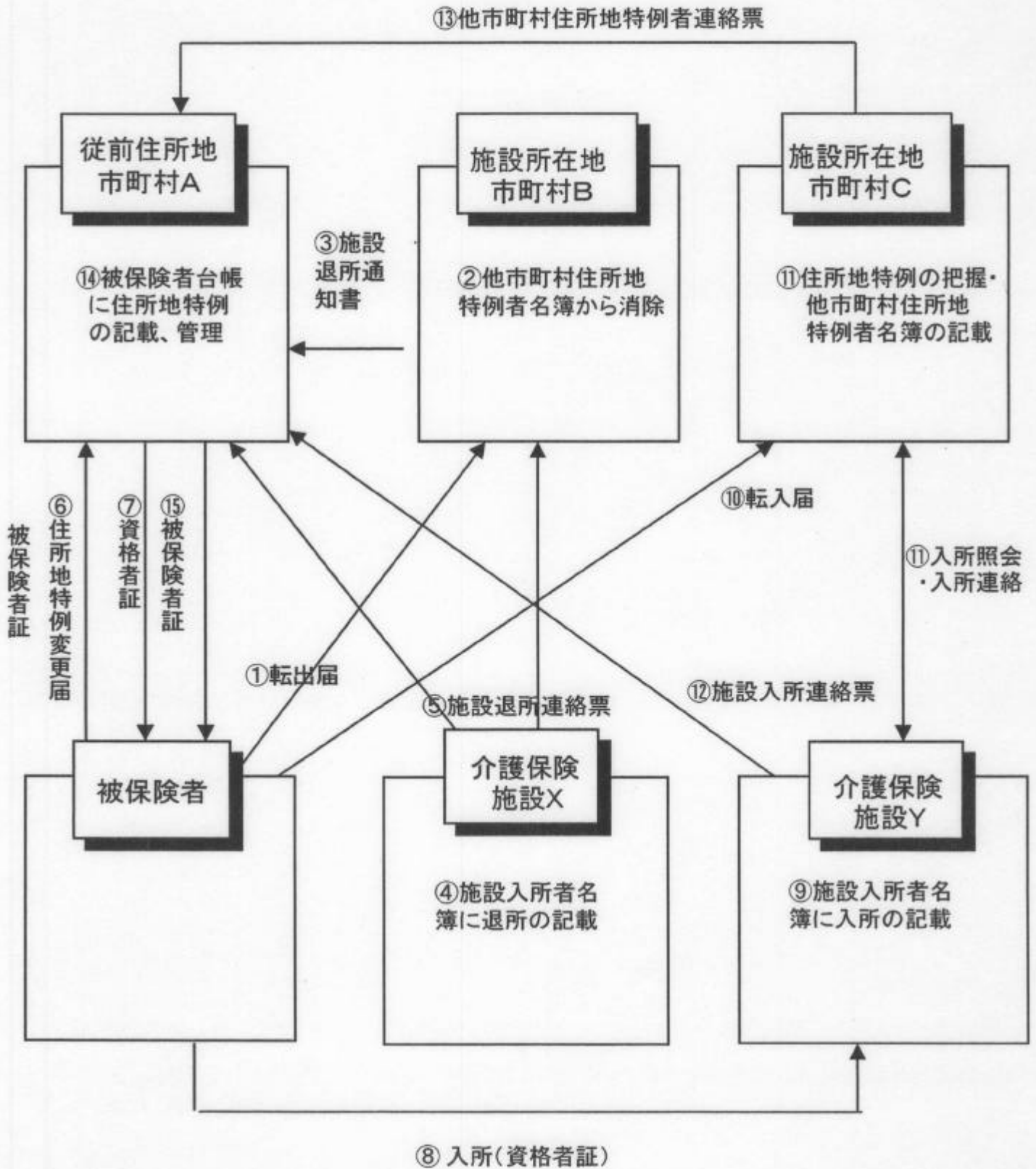


- ① 転出届の届出  
被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。
- ② 他市町村住所地特例者名簿から消除  
施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から消除する。
- ③ 施設退所通知書の送付  
施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。
- ④ 施設入所者名簿の記載  
介護保険施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。
- ⑤ 施設退所連絡票の送付  
介護保険施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。
- ⑥ 住所地特例変更届の届出  
被保険者は、「住所地特例変更届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。
- ⑦ 資格者証の交付  
従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。
- ⑧ 資格者証の提示  
被保険者は、介護保険施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。
- ⑨ 施設入所者名簿の記載  
介護保険施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Cでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。
- ⑩ 転入届の届出  
被保険者は「転入届」を施設所在地市町村Cに届け出る。
- ⑪ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載  
施設所在地市町村Cの介護保険担当課は、住民からの転入届による住所が介護保険施設所在地である場合、介護保険施設Yに照会するか、または介護保険施設Yが施設所在地市町村Cに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。
- ⑫ 施設入所連絡票の送付  
入所照会を受けた介護保険施設Yは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。
- ⑬ 他市町村住所地特例者連絡票の送付  
施設所在地市町村Cは、「他市町村住所地特例者連絡票」を従前住所地市町村Aに送付する。
- ⑭ 被保険者台帳の記載、管理  
従前住所地市町村Aは、⑥、⑫、⑬により住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。
- ⑮ 被保険者証の書き換え・交付  
従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。

5 施設継続入所 A → B → C

保険者はA

X → Y

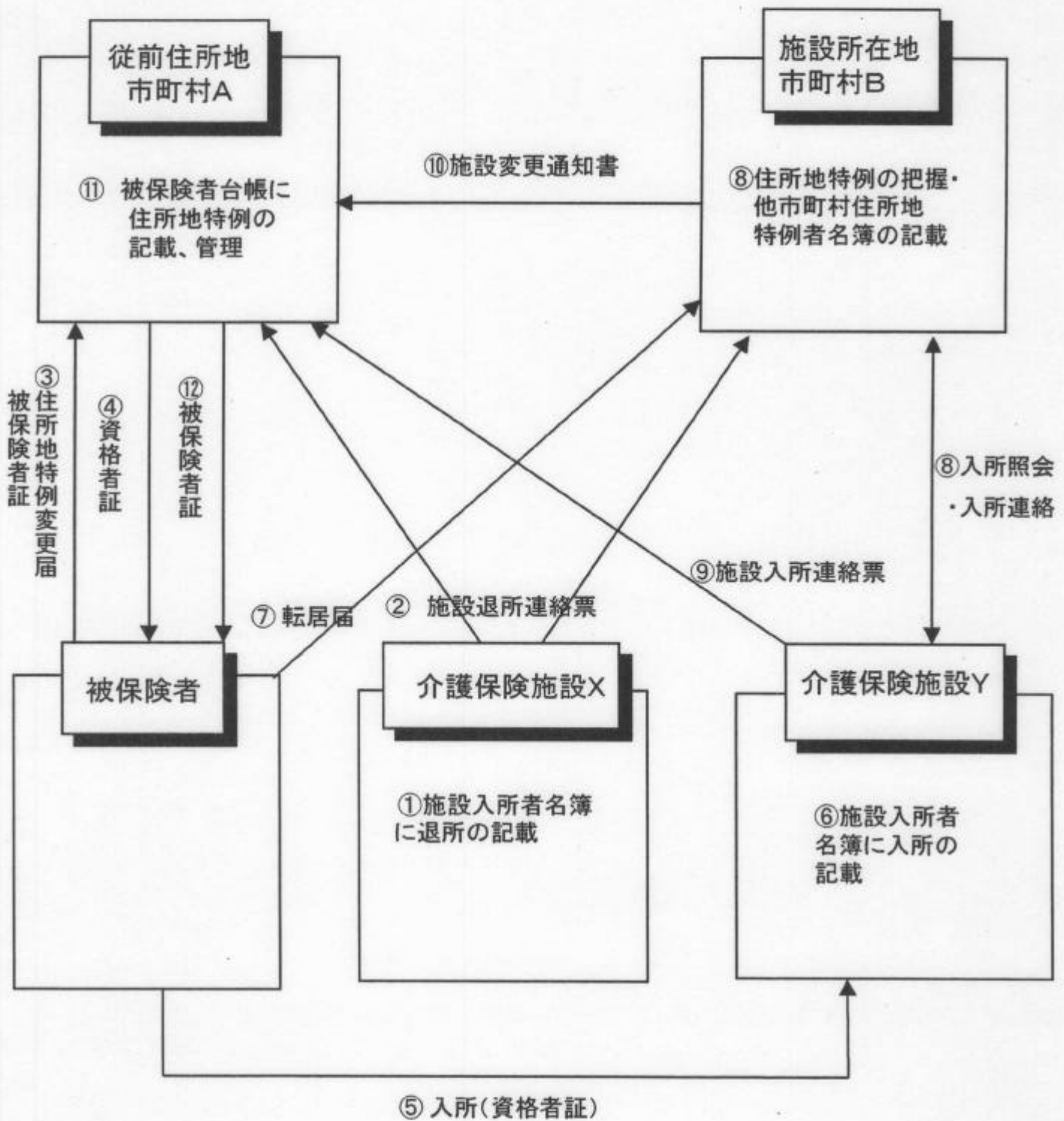


大項目	中項目
住所地特例	6 施設継続入所 B市の施設Xを退所し、同じB市のY施設に入所する場合 保険者はA
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           従前住所地市町村A 在宅         </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           施設所在地市町村B 介護保険施設 X         </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           施設所在地市町村B 介護保険施設 Y         </div> </div>	
<p>① 施設入所者名簿に退所の記載 介護保険施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</p> <p>② 施設退所連絡票の送付 介護保険施設Xから従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</p> <p>③ 住所地特例変更届の届出 被保険者は、「住所地特例変更届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</p> <p>④ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。</p> <p>⑤ 資格者証の提示 被保険者は、介護保険施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。</p> <p>⑥ 施設入所者名簿の記載 介護保険施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Bでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨を記載する。</p> <p>⑦ 転居届の届出 被保険者は、「転居届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</p> <p>⑧ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載 施設所在地市町村Bの介護保険担当課は、住民からの転居届による住所が介護保険施設所在地である場合、介護保険施設Yに照会するか、または介護保険施設Yが施設所在地市町村Bに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。</p> <p>⑨ 施設入所連絡票の送付 入所照会を受けた介護保険施設Yは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。</p> <p>⑩ 施設変更通知書の送付 施設所在地市町村Bは、②、⑦により、従前住所地市町村Aに「施設変更通知」を送付する。</p> <p>⑪ 被保険者台帳の記載、管理 従前住所地市町村Aは、②、③、⑨、⑩により、住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。</p> <p>⑫ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。</p>	

6 施設継続入所 A → B → B

保険者はA

X → Y



大項目	中項目
住所地特例	7 施設継続入所 B市のX施設を退所し、A市のY施設に入所する場合 保険者はA
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <pre> graph LR     A["従前住所地市町村A 在宅"] --&gt; B["施設所在地市町村B 介護保険施設 X"]     B --&gt; C["従前住所地市町村A 介護保険施設 Y"]           </pre> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 転出届の届出 被保険者は「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</li> <li>② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは他市町村住所地特例者名簿から削除する。</li> <li>③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。</li> <li>④ 施設入所者名簿の記載 介護保険施設Xは施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</li> <li>⑤ 施設退所連絡票の送付 介護保険施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</li> <li>⑥ 転入届、住所地特例終了届の届出 被保険者は、「転入届」の他「住所地特例終了届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</li> <li>⑦ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。</li> <li>⑧ 住所地特例事項の削除 従前住所地市町村Aは、被保険者台帳から住所地特例事項を削除する。</li> <li>⑨ 資格者証の提示 被保険者は、介護保険施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。</li> <li>⑩ 施設入所者名簿の記載 介護保険施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、「施設入所者名簿」に記載する。</li> <li>⑪ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。</li> </ol>	

7 施設継続入所 A → B → A 保険者はA

X → Y

